

市からの連絡帳



届け出

年末年始の市民課窓口混雑予想

年末年始（おおむね12月22日から翌年1月16日まで）は、窓口が大変混み合います。特に混雑が予想される日は、12月22日(月)、24日(水)、25日(木)・1月5日(月)、13日(火)です。混雑の緩和にご協力をお願いします。

市外への転出には、2週間前から、転入・市内の転居には、お引越後2週間の手続期間がありますので、混雑が予想される日を選んでください。

なお、住民票の異動、印鑑登録および証明発行業務は、各出張所でもお取り扱いします。

市民課 田(☎460-9820) 保(☎438-4020)

国税申告・納税サービス (e-Tax)

国税申告・納税サービス(e-Tax)を利用するには、住民基本台帳カードおよび電子証明書が必要です。

毎年12～3月は市民課窓口の混雑が予想されます。手続きの際は、時間に余裕をもってお越しください。

住民基本台帳などカードの取得手続き即日交付...運転免許証や旅券、その他官公署の発行した顔写真の貼付してある資格証明書などをお持ちの方照会交付...上記資格証明書などをお持ちでない方は、申請後ご本人あてに照会文書を郵送し、再度来庁して手続きをしていただくことになり、1週間程度かかります。

これらの電子申告を利用される方は早めの手続きをお願いします。「e-Tax」についての詳細は☎で確認できます。

HP http://www.e-tax.nta.go.jp 市民課 田(☎460-9820) 保(☎438-4020)

税・国保・年金

固定資産税の減額

住宅の省エネ改修

平成20年1月1日以前から市内に所在する住宅(賃貸住宅を除く)で、平成20年4月1日から平成22年3月31日までの間に一定の省エネ改修(熱損失防止改修)工事を行った場合、改修工事が完了した年の翌年度分の固定資産税(当該住宅の120㎡の床面積相当部分まで)を3分の1減額します(都市計画税は含まれません)。

要件

改修工事後3か月以内に申告を行うこと

熱損失防止改修工事に要した費用が30万円以上であること

現在、新築住宅軽減および耐震改修に伴う減額を受けていない建物であること

必要書類

住宅の熱損失防止改修に伴う固定資産税の減額適用申告書

熱損失防止改修工事証明書

熱損失防止改修工事に要した費用の領収書

納税義務者の方の住民票

～一定の熱損失防止改修工事とは～窓、床、天井、壁の断熱性を高める改修工事(外気などと接するものの工事。窓の改修工事を含まない工事であることが必須)

住宅のバリアフリー改修

平成19年1月1日以前から市内に所在する家屋のうち、65歳以上の方および要介護もしくは要支援の認定を受けている方ならびに障害をお持ちの方が居住する建物(賃貸住宅を除く)で、平成19年4月1日から平成22年3月31日までの間に一定のバリアフリー改修工事を行った場合、改修工事が完了した年の翌年度分の固定資産税(当該住宅の100㎡の床面積相当部分まで)を3分の1減額します(都市計画税は含まれません)。

要件

改修工事後3か月以内に申告を行うこと

バリアフリー改修工事に要した費用(補助金などを除く自己負担額)が30万円以上であること

現在、新築住宅軽減および耐震改修に伴う減額を受けていない建物であること

必要書類

住宅のバリアフリー改修に伴う固定資産税の減額適用申告書

バリアフリー改修工事に要した費用の領収書、改修工事の内容などを確認できる書類(工事明細書、現場の写真など)

納税義務者の方の住民票

改修住宅にお住まいの方により次のいずれかの書類

- (1)居住者が65歳以上の場合はその方の住民票
(2)居住者が要介護または要支援を受けている場合はその方の被保険者証
(3)居住者が障害をお持ちの場合はその方の障害を証する書類

補助金などの交付を受けた場合は、交付を受けたことを確認することができる書類

～一定のバリアフリー改修工事とは～

廊下の拡幅、階段のこう配の緩和、浴室改良、便所改良、手すりの設置、屋内の段差の解消、引き戸への取り替え工事、床表面の滑り止め化

詳細は資産税課にご相談を。

住宅の耐震改修

昭和57年1月1日以前からある住宅の耐震改修工事を行った場合、改修工事が完了した年の翌年度分の固定資産税(当該住宅の120㎡の床面積相当部分まで)を2分の1減額します(都市計画税は含まれません)。

要件

改修工事後3か月以内に申告を行うこと

耐震改修工事に要した費用が30万円以上であること

減額期間

平成18年1月1日～平成21年12月31日に改修完了した場合、翌年度から3年間

平成22年1月1日～平成24年12月31日に改修完了した場合、翌年度から2年間

平成25年1月1日～平成27年12月31日に改修完了した場合、翌年度か

ら1年間

必要書類

耐震基準適合住宅に係る固定資産税の減額適用申告書

耐震改修工事証明書

耐震改修工事費用の領収書

資産税課 田(☎460-9830)

国民健康保険高齢受給者証の現役並み所得者の一部負担金割合の判定基準の見直し

現在、国民健康保険高齢受給者証の一部負担金の割合が3割負担の方で、下記の条件に該当し、認定を受けた方は平成21年1月から1割負担となります。該当の方には基準収入額適用申請書を郵送していますので申請してください。

判定基準 下記の ともに該当する場合

同一世帯の70～74歳の国保被保険者が1人で、住民税課税所得145万円以上かつ収入が383万円以上

同一世帯の長寿医療制度(後期高齢者医療制度)に移行した旧国保被保険者を含めた収入の合計が520万円未満

すでに基準収入額適用申請を行い、経過措置に該当し、高齢受給者証の一部負担金の割合の表示が『3割 自己負担限度額「一般」適用』となっている方は、改めて申請する必要はありません。

認定された方については、随時新しい高齢受給者証を郵送します。健康年金課 田(☎460-9822)

長寿医療制度(後期高齢者医療制度)の現役並み所得者の一部負担金割合の判定基準の見直し

病院などの窓口で支払う一部負担金で現在、保険証の一部負担金の割合が3割負担の方で、下記の条件に該当する方は平成21年1月から1割負担となります。

判定基準 被保険者、同一世帯の70～74歳の方を含めた前年の収入が520万円未満

同一世帯内にほかの後期高齢者医療制度の被保険者がいない方(ただし住民税課税所得が145万円以上)で、当該世帯内に70～74歳の方がいる場合、すでに案内(基準収入額適用申請のお知らせ)を送付しています。必ず申請してください。

必要書類 被保険者証、印鑑・確定申告書の写しなど

すでに基準収入額適用申請を行い経過措置の対象者で被保険者証の一部負担金が『3割 自己負担限度額「一般」適用』となっている方は、改めて申請する必要はありません。

☎東京都後期高齢者医療広域連合(☎0570-086-519 ☎0570-086-075 土・日曜日、祝日を除く午前9時～午後5時)

PHS、IP電話(ひかり電話)の方は(☎03-3222-4499)へ「東京いきいきネット」☎で情報提供を行っています。ご利用ください。

HP http://www.tokyo-ikiiki.net 健康年金課 田(☎460-9823)

予約による年金相談

武蔵野社会保険事務所では、予約

による年金相談を実施していますので、ぜひご利用ください。

予約相談

平日...午後3時～5時

休日相談日(第2土曜日のみ)

...午前10時～午後3時30分

予約方法

相談希望日の1か月前から予約の受付をします。予約受付電話または、社会保険事務所の窓口で相談希望日時をお伝えください。その際、基礎年金番号・氏名・住所・電話番号を確認しますので、お手元に年金手帳をご用意ください。

※予約専用受付電話

☎0422-56-2445

(平日午前8時30分～午後5時15分)

☎武蔵野社会保険事務所

(☎0422-56-1411)

健康年金課 田(☎460-9825)

子育て

母子家庭のお子さんのための就学支度資金・修学資金

東京都母子福祉資金・東京都女性福祉資金貸付制度では、母子家庭のお子さんのために、一定額を限度に貸し付けをしています。

就学支度資金 小学校・中学校・高校・短大・大学・専修学校に入学するために必要な資金

修学資金 高校・短大・大学・高専・専修学校の修学のために必要な資金

当制度では、母子自立支援員との面談が必要です(事前予約制)

詳細は、お問い合わせを。

子育て支援課 田(☎460-9840)

ひとり親家庭等医療費助成制度

ひとり親家庭等医療助成の現況届を提出され、平成20年度ひとり親家庭等医療費助成制度に該当した方へ、今月末に新医療証(21年1月1日から12月31日まで有効)を郵送します。現況届未提出の方は至急ご提出ください。

この制度は18歳に達した日に属する年度末日(障害がある場合は20歳未満)までの児童のいるひとり親家庭および、ひとり親家庭に準ずる家庭に対して、保険診療でかかった医療費の自己負担分を助成する制度です。

新規申請

助成対象 下記のいずれかに該当する児童を扶養(監護かつ生計維持)する父・母・養育者

父母が離婚した児童

婚姻によらず出生し父の扶養を受けない児童

父または母に1年以上遺棄されている児童

父または母が、死亡・重度障害・1年以上の拘禁・生死不明である児童

申請書類

申請書 戸籍謄本 平成20年1月2日以降市内へ転入された方は、平成20年1月1日現在の住所地の市区町村長の発行する「平成20年度所得証明書」(扶養人数、各種控除額、課税状況等記載されているもの) 加入保険証 「身体障害者手帳」または「愛の手帳」(お持ちの方) 印鑑